

ある読者からのおたより②

前回紹介した歌詞について、ナカーシヤ出版『フェミニスト現象学 経験が響きあう場所へ』の第12章、酒井麻依子「なぜ「私」が傷つくるか」アイデンティティの交差性と差別」を読んで私が思うことを以下に述べたい。

ユダヤ系ドイツ人哲学者のカール・レイヴィットによれば、最初から確固たる自己が存在するのではなく、自分は周囲の他者と同じか異なるかという関係性の中で自己に様々な属性が付与されていくのだとう。多様な他者との出会いで自己が様々な属性を帯びていき、唯一の存在として確立されていく。私は何者なのか？その問いに対し、少なくとも「他者ではない」と分かれる。

「Maybe Man」の「僕」は「神なり」との部分から、無条件に愛され、聞きたいことだけが聞ける、そんな関係では自分が誰なのか知ることができないと考えている。裏返すと、傷つかない限り「僕」が誰であるかは分かりようがない、ということだ。

レバノン出身のフランス人作家アミン・マアルーフが指摘しているように、

自己の帯びる属性のなかでも傷ついた経験と結びつくるのは強いアイデンティティになりやすいのだとこの。

この歌詞の場合なら「僕」は傷を必要としているのではないか、と私は感じた。「僕」は強いアイデンティティを渴望しているかもしれない。

深谷太一弁護士連載「トコトコ④

【先月（5月）号の 弁護トコトコの続き】



法テラスを利用して無料相談や弁護士費用の立替を受けようとする場合の基準なども補足します。実際に利用できるかは、法テラスや担当弁護士に「確認ください」。

1 収入と資産の基準

原則として、以下の両方を満たすことが必要です。例外等は「[コノク1](#)」を「確認ください」。

(1) 収入

手取りの平均月収（賞与含む）で判断します。川越市に、1人暮らしの場合、平均月収が「約18万円+家賃」、2人暮らしの場合、「約25万円+家賃」が基準です。ただし、家賃として加算できる金額には上限があります。

さいたま市など生活保護1級地（[コノク2](#)）における金額には上限があります。

(2) 資産

現金と預貯金の合計額で判断します。

一人暮らしの場合、180万円以下、2人暮らしの場合、250万円以下です。

2 法テラスと契約してくる弁護士

埼玉県内で法テラスと契約している弁護士については、[コノク3](#)を「確認ください」。

コノク1：収入と資産の基準



<https://www.lawterasu.or.jp/site/soudan-tatekae/seikatsuhogoto-ikkyu.html>

